

# 瀬田町会規約

## (総 則)

- 第1条 本会は、瀬田町会と称す。
- 第2条 本会の事務所は、世田谷区玉川台2丁目12番2号におく。
- 第3条 本会は、規約に従う。
- 第4条 本会は、諸種の公共事業に協力、町会居住者の福祉の増進、共同生活の改善、団体相互間の連絡、及び会員の親睦をはかる事を目的とする。

## (組 織)

- 第5条 本会は、瀬田1, 2, 3, 4, 5丁目、玉川台1, 2丁目の一部及び上野毛4丁目の一部の居住者であり、会費納入者によって組織する。
- 第6条 本会は、地域の都合によって班を置くことができる。

## (事 業)

- 第7条 本会は、第4条の目的を達成する為に次の事業部を置き、それぞれの事業を執行させる。
- (1) 庶務部
    - (イ) 町会主催行事に関する事。
    - (ロ) 回覧の発行及び情報宣伝に関する事。
    - (ハ) 他部に属さないもの。
  - (2) 防犯部
    - (イ) 玉川防犯協会との連絡、及び防犯事業に関する事。
    - (ロ) 街路の照明及び地域安全に関する事。
  - (3) 防火・防災部
    - (イ) 玉川防火協会との連絡、及び防火・防災事業に関する事。
    - (ロ) 防火・防災施設に関する事。
  - (4) 環境衛生部
    - (イ) 関連行政との連絡諸事項及びゴミ清掃、公衆衛生に関する事。
  - (5) 厚生部
    - (イ) 文化体育向上、教養の高揚、並びに会員相互の親睦をはかる。
  - (6) 交通部
    - (イ) 町内の交通指導及び交通安全対策。
    - (ロ) 町内会の交通に関する相談。
    - (ハ) その他、役所関係連絡諸事項について。

### (役員及び任期)

第8条 本会は、次の役員を置く。役員任期は2ヶ年とする。但し、重任は妨げない。

- (イ) 会長1名、副会長若干名、会計2名
- (ロ) 会長は、総会において選出する。
- (ハ) 副会長、会計は、会長が推薦し、総務会で決議する。
- (ニ) 会長は、本会を代表に会務を統括する。
- (ホ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
- (ヘ) 会計は、会計業務一切を行う。
- (ト) 会計事務は、収入係と収出係とに分ける。金銭支払いは、会長の承諾を要する
- (チ) 本会の運営費は一般会員からの会費、事業での収入及び寄付金による。
- (リ) 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

### (会議及び内容)

第9条 本会の会議は、次の通りとする。

- (イ) 定期総会、臨時総会、総務会、事業部会、理事会。
- (ロ) 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正及び役員を選出
  - (2) 決算及び予算
  - (3) 事業報告と計画
- (ハ) 定期総会は、毎年度始めに開き、臨時総会は、会長が必要と認めた時開催する。総会は、出席者をもって成立する。
- (ニ) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- (ホ) 総務会の構成は、会長、副会長、会計、事業部長とする。
- (ヘ) 総務会は、各部の事業予算案の検討、担当業務の企画、緊急事項等重要事項を審議する。
- (ト) 事業部には、部長、副部長を置く。
- (チ) 事業部会は、総会に次ぐ議決機関とし、会長、副会長、会計及び各事業部の担当者によって構成される。
- (リ) 事業部会は、会長の招集によって開かれる。尚、会議は出席をもって成立する。
- (ヌ) 本会の資産の処分は、事業部会で協議し、決議する。
- (ル) 役員及び事業部の出張は、実費を支給する。但し会長の指名したものに限る。
- (ヲ) 理事及び地区班長は、各地域毎に会員の中から選出する。

### (会計監査)

第 10 条 会計監査（2 名）は、会長の推薦により総務会において協議し会長が委嘱する

第 11 条 会計監査は、会計事務を監査する。

### (相談役)

第 12 条 本会には、若干置く事ができる。

第 13 条 相談役は、会長が必要と認めた時、役員会の議席を置く。

### (事務員)

第 14 条 本会の運営を円滑に行う為、有料事務員を置く。

### 規約補則

1. 会員は、一般会員の他、特別会員を置く。特別会員より特別町会費を徴収し、特別会計として一般会計とは区別する。その資金の運用は総務会において検討し決定される。
2. 特別会計には、一般会計とは別の会計 1 名を置く。決算においては、監査を受け総会において報告する。
3. 会員及び同居家族のものが死亡した場合、香典をおくる。
4. 会員が災害により、甚大な損害を受けた場合は、総務会の決議により見舞金をおくる。
5. 会員は会計事務について、帳簿を閲覧することができる。

### 付 則

1. 本会の運営上必要ある場合は、役員会で審議し、内規を作ることができる。
2. この規約は、昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。  
昭和 46 年 11 月 1 日一部改正  
平成 9 年 1 月 31 日改正  
平成 13 年 5 月 21 日一部改正  
平成 29 年 5 月 29 日一部改正